

平成 20 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社さくらパートナー
 代 表 者 名 代表取締役社長 太田 勝久
 コード番号 8 5 1 4 (札幌証券取引所)
 問 合 せ 先 企 画 部 部 長 高 谷 則 章
 T E L 0 1 1 - 6 2 2 - 1 5 1 5

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 30 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更するものです。
 また、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。

(定款変更案第 20 条)

(2) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第 36 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、あわせて同条の一部と内容が重複する現行定款第 37 条（自己の株式の取得）を削除するものであります。

(定款変更案第 36 条)

(3) 第 36 条を新設することにともない、現行定款 36 条を 37 条として内容を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は、変更部分を示します)

現行定款	変更案
(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>②補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>	(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (削除)

現行定款	変更案
<p>(事業年度)</p> <p>第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第36条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第37条 取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>(削除)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 27 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 27 日 (金曜日)

以上